# 平成 25 年度 事務事業マネジメントシート 〔 事後評価 〕

ĺ	会計	款	項		事業コード	事業名			
	一般	03	01	03	0402	障がい者福祉サービス提供事業			
	事業期間	<b>✓</b>	単年度	繰返	□ 期間	「平成     年度 ~ 平成     年度]			
	《事業目的》								
	障がい者の	の自立。	난 社会 <b>参</b>	≩加の促	進				
	《事業開始	出の背景	록》						
	障がい者 ことがで	及び障が	がい児か がいの有	<b>手無にか</b>	かわらず国民	適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むが相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのに実施。主に自立支援給付に係る事業。			
	《事業概3	要》							
	<ul> <li>(本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本)</li></ul>								
	 市民参画	<b></b> の有無	—-—- 〔対	<b>— - — -</b> 象外	. — - — - —	)			
	《事業展開の留意事項》								
	《争耒茂》	刊の田原	或争 <i>识》</i>						

#### 《成果指標》

	項目	単位	区分	24 年度(実績)	25 年度(実績)	26 年度(計画)
(I)	自立支援介護給付・訓練等受給者	%	目標	100	100	
1)	割合	70	実績	100	100	
2	補装具交付・修理受給者割合	%	目標	100	100	
(2)	柵表兵文的・修理文和有制占		実績	100	100	
3			目標			
0			実績			

分	野
暮	らし

担当部(機関)	担当課(機関)	担当係長	(内線)
健康福祉部	障がい福祉課	瀬川浩子	512

		25 年度	当初(現計)	補正	25 年度	26 年度
-	事業費	1, 447, 680				
財	国県支出金	1, 134, 694				
源	地方債					
内	その他					
訳	一般財源	312, 986				

《事業手法の詳細》…概略図による事業手法の詳細と事業費の内訳を記載すること

# |●介護給付・訓練等給付 1,364,003千円

①介護給付・訓練等給付費 1,348,552千円

居宅介護、生活介護、施設入所、自立訓練、就労支援等に係るサービス利用に対する給付。また、サービス利用に係るサービス等利用計画の作成に対する費用の給付。

#### ②特例交付金(新体系定着支援事業) 343千円

H24法改正に伴うサービス提供事業者に対する激変緩和措置。24年度のみの事業でH25.3月分の 負担分。

#### ③療養介護医療給付 15.108千円

入院等により、医療を必要とすると同時に常時介護を必要とする場合の医療費の支給。

※公費負担割合: 国1/2・県1/4・市1/4

# ●補装具給付 24,488千円

身体の欠損や損なわれた機能等を補完し、代替するためのものとして、義手、義足、車いす、補聴器等の補装具の購入等に対する費用への給付。

公費負担割合: 国1/2・県1/4・市1/4

## ●自立支援医療 46,609千円

①更生医療給付 44,032千円

18歳以上の身体障害者の手帳の交付を受けた方が、その障害を除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できるものに対して提供される更生医療費の支給。

公費負担割合: 国1/2·県1/4·市1/4

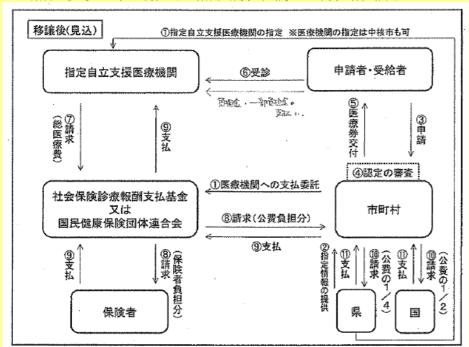
# 平成 25 年度 事務事業マネジメントシート 〔 事後評価

会計	款	項		事業コード	事業名
一般	03	01	03	0402	障がい者福祉サービス提供事業

#### 《事業手法の詳細》…概略図による事業手法の詳細と事業費の内訳を記載すること

#### ②育成医療給付 2,577千円【新規:権限移譲事務】

18歳未満の障害児において、その身体障害を除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果 が期待できるものに対して提供される育成医療費の支給。H25年度35件支給決定



#### ○自己負担

医療機関での負担は原則1割であるが、世帯の所得区分により1月の負担限度額が設定される。

○公費負担

保険者負担分から自己負担分を除いた分を公費で負担する。(国1/4・県1/2・市1/2)

## ●その他事務費等 12,580千円

①障害福祉システム改修 1,932千円 障害者総合支援法の施行に伴うシステム改修。

- ②障害者等相談員設置(非常勤2名) 4,026千円
- ③ 障害者程度区分審查 1.845千円 審査会委員報酬(10人) 773千円

審査会委員費用弁償 77千円 障害者程度区分審査に係る医師意見書作成手数料 995千円

- ④自立支援給付審查支払手数料 2.051千円
- ⑥育成医療医師審査委託料 110千円【新規:権限移譲事務】 認定にあたっての嘱託医による審査を行う
- ⑤その他事務費 2,616千円

臨時賃金(1,591)、旅費(39)、需用費(329)、通信運搬費(498)、公用車(159)

【適官、セルは結合して構わないが、結合した1つのセル内は1文章程度にとどめること。】

# 平成 25 年度 事務事業マネジメントシート 〔 事後評価 〕

会計	款	項		事業	[]-F*	事業名	ı			
一般	ž 03	01	03	04	102	障がいる	番組せ	ービス批	是供事業	
		1					15 55	T		
総合計画	政策				ネット!	フーク	施策		や障害者がまち゛ ライゼーション・	
司田	3	拡充し	ぎ安心の	よりつ	くり		3-3	700	フィセーション・	への取り組み
目的	目的障がい者の自立と社会参加の促進									
対象	障がい者	とその家	家族。ま	ミた 自立	工支援法	に則した	事業を行	う 事業	者。	
意図	障がい者	が適切な	な支援総	合付を受	とけるこ	とができ	るように	こなる。		
《事業	概要》…	上記目的	りを実現	するた	めの事	業手法を	記載する	こと		
○自立 ○補装 ○自立 ○障害	障害者自立支援法に基づく福祉サービス事業 ○自立支援介護給付・訓練等給付 ○補装具給付 ○自立支援医療(更生医療)(育成医療) ○首立支援医療(更生医療)(育成医療) ○障害程度区分審査、障害者自立支援対策臨時特例交付金事業ほか									
	画の有無	〔 対	サ催			r+-/=	- 디 스 디	h ⇒	+ W L+ L	J# #
市民協働 共催 □ 機援・協賛				_	員会・協	放設云	□事業協力・ □委託	肠疋		
の形態										
活動	おお (上)	記「事業権	既要」に対	付応)	単位	区分	24 年月	度(実績)	25 年度(実績)	26 年度(計画)
					- m	計画		5, 860	1, 189, 177	
① <b>自立</b>	1支援介語	麦稻勺•	訓練寺	給付額	千円	実績	1, 27	1, 183	1, 348, 552	
② 補業	· 長具交付 ·				千円	計画		26, 112	26, 634	
W THI 3	5六人门	修生領			11.	実績	2	3, 947	24, 488	
3						計画				
Ü	I lie int /:	F	N . 1 1 1 1 2		****	実績				
	上指標 (上			= W +	単位			度(実績)	25 年度(実績)	25 年度(計画)
	支援介語	<b>麦給付・</b>	訓練等	<b>受給者</b>	%	目標		100	100	
割割	i					実績		100	100	
② <mark>補装</mark>	· 支具交付	修理受	給者割	合	%	目標 実績		100	100	
						<b>手</b> 標		100	100	
3						実績				***************************************
	+< 1		達成原	度 □	目標値	より高い		ね目標値	どおり □ 目木	票値より低い
要因分		し、ナフロ								
文仮紹た。	刊を必要	とする陣	早かい有	に対し	て、 ザ	一ヒス候	的宏議7。	じとを連	じ必要なサー	ころを促供し
, _ 0										

## 《環境変化、意見・要望》…環境変化はないか? 意見や要望が寄せられていないか?

障害者自立支援法は、平成25年度から法律名称が障害者総合支援法に改めらる。また、25年度4月に育成医療が権限移譲により市で実施することとなる。

目的妥当性	<ul><li>公共関与の妥当性</li><li>✓ 妥当である</li><li>□ 見直し余地がある</li><li>□ 妥当でない</li></ul>	障害者自立支援法に基づき市町村の事業として位置図けられている。
有効性	<b>成果の向上余地</b> ☑ 向上余地がある □ 向上余地がない	障がい者のサービス利用については、サービス利用計画書の作成 が義務付けられることとなり、今後適正サービス提供の精査が図 られることになる。
効率性	事業費・人件費の削減余地 事業費の削減余地がある 人件費の削減余地がある びどちらも削減余地がない	・障がい者認定者数は、ほぼ横ばいだが、サービス利用者数は増加している。障がい者が自立と社会参加のを促進する事業より削減の余地はない。 ・人件費はサービス利用に係る相談、調査、支給決定も増加し削減の余地がない。
公平性	受益と負担の適正化余地 □ 受益機会の見直し余地がある □ 費用負担の見直し余地がある ☑ 適正である	障害者自立支援法に基づき、必要なサービスを適切に提供している。

## 《総合評価》…上記評価結果の総括

支援給付を必要とする障がい者に対して、遅滞なく必要なサービスの提供に努めてきたが、今後 サービス利用者はサービス利用計画書の策定が義務付けられているより、適正サービス提供がで きているか確認できる。